出品預証書紛失に伴う証書の無効公告

下記のように出品預証書亡失の届け出がありましたので、京都国立博物館文化財受託規則第６条第２項により、事故発生の日以後無効とします。

令和７年５月20日

独立行政法人国立文化財機構
京都国立博物館

亡失証書記号番号	交付年月日	亡失者氏名	亡失年月日	備　考
京博Ａ第4779号	令和２年１月17日	株式会社 古美術　柳	令和７年３月５日	
京博Ａ第4874号	令和４年10月６日	株式会社 古美術　柳	令和７年３月５日	

経済産業省共済組合定款の一部変更について

経済産業省共済組合定款について一部を次のように変更する。

令和７年４月１日

経済産業省共済組合代表者
経済産業大臣　武藤　容治

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改　正　後	改　正　前
第１章　総則 （本部長、副本部長、支部長、所属所長及び事務執行者） 第４条　（略） ２　支部に支部長を置き、国立研究開発法人産業技術総合研究所運営統括本部DEI人事部長の職にある者をもって充てる。 ３　（略） 第４章　給付 （短期給付） 第16条　組合は、組合員（継続長期組合員を除く。次条及び第27条において同じ。）若しくは組合員であった者又はこれらの遺族に対し、法第50条第１項に規定する短期給付を行う。ただし、任意継続組合員に対しては、同項第８号から第10号の５までに掲げる給付は、行わない。	第１章　総則 （本部長、副本部長、支部長、所属所長及び事務執行者） 第４条　（略） ２　支部に支部長を置き、国立研究開発法人産業技術総合研究所総務本部DEI人事部長の職にある者をもって充てる。 ３　（略） 第４章　給付 （短期給付） 第16条　組合は、組合員（継続長期組合員を除く。次条及び第27条において同じ。）若しくは組合員であった者又はこれらの遺族に対し、法第50条第１項に規定する短期給付を行う。ただし、任意継続組合員に対しては、同項第８号から第10号の３までに掲げる給付は、行わない。

第６章　掛金及び負担金

（掛金及び負担金の額）

第28条　（略）

組合員の種別	掛金率			負担金率		
	短期給付	福祉事業	介護納付金	短期給付	福祉事業	介護納付金
長期組合員	40.28/1,000	1.02/1,000	8.18/1,000	40.28/1,000	1.02/1,000	8.18/1,000
短期組合員	40.28/1,000	1.02/1,000	8.18/1,000	40.28/1,000	1.02/1,000	8.18/1,000
任意継続組合員	80.56/1,000	2.04/1,000	16.36/1,000			

２　（略）

組合員の種別	職員団体又は組合の負担金率		
	短期給付	福祉事業	介護納付金
長期組合員	40.28/1,000	1.02/1,000	8.18/1,000

３　法第２条第１項第２号に規定する後期高齢者医療の被保険者等に該当する組合員について、前２項の規定を適用する場合においては、これらの規定中「40.28/1,000」とあるのは、「1.09/1,000」とする。

４～５　（略）

第６章　掛金及び負担金

（掛金及び負担金の額）

第28条　（略）

組合員の種別	掛金率			負担金率		
	短期給付	福祉事業	介護納付金	短期給付	福祉事業	介護納付金
長期組合員	34.00/1,000	1.02/1,000	8.12/1,000	34.00/1,000	1.02/1,000	8.12/1,000
短期組合員	34.00/1,000	1.02/1,000	8.12/1,000	34.00/1,000	1.02/1,000	8.12/1,000
任意継続組合員	68.00/1,000	2.04/1,000	16.24/1,000			

２　（略）

組合員の種別	職員団体又は組合の負担金率		
	短期給付	福祉事業	介護納付金
長期組合員	34.00/1,000	1.02/1,000	8.12/1,000

３　法第２条第１項第２号に規定する後期高齢者医療の被保険者等に該当する組合員について、前２項の規定を適用する場合においては、これらの規定中「34.28/1,000」とあるのは、「1.07/1,000」とする。

４～５　（略）

附　則（令和７年３月31日）

１　この変更は、令和７年４月１日から施行する。

２　変更後の第28条第１項から第３項までの規定は、令和７年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。